

スペアタイヤ及びツールボックス取付部点検義務化のお知らせ

首記の件、スペアタイヤ及びツールボックスを新たに定期点検の対象に加えるため、道路運送車両法に基づく「自動車点検基準」が改定され、2018年10月1日より施行されます。

当該基準改定では、KATO製品のラフテレーンクレーン、オルテレーンクレーン、トラッククレーン、路面清掃車、万能吸引車、スノースーパー、コンクリートポンプ車、積載型クレーン付大型トラック車両が対象となります。

すでに使用されています車両も今回の改定が適用対象となります。

事故の防止のため、確実な点検・整備を実施頂き、点検結果については必ず車両の点検記録簿（メンテナンスノート）に記入が必要になります。

すでに使用して頂いています点検記録簿（メンテナンスノート）には、手書きで追記をお願いします。

点検項目

- ・フレームやボディーなどに取付けられた、スペアタイヤ、ツールボックス、資材入れの取付け部の緩み、ガタ及び損傷。

実施方法

- ・スペアタイヤ、ツールボックスの取付け部に緩みがないかを工具等を使い確認、又損傷がないかを目視等により点検します。

対象車両

- ラフテレーンクレーンシリーズ ○ オルテレーンクレーンシリーズ ○ トラッククレーンシリーズ
- 路面清掃車シリーズ ○ 万能吸引車シリーズ ○ スノースーパーシリーズ
- コンクリートポンプ車シリーズ ○ 積載型クレーン付大型トラック

上記のシリーズの中で下記の条件が該当する車両が対象となります。

大型自動車(事業用自動車等) 車両総重量8トン以上の大型車両でスペアタイヤ及びツールボックスを備えるもの。

お問い合わせ

弊社製品等での問い合わせ、ご相談は、全国の弊社支店、営業所もしくは弊社指定サービス工場まで問合せ下さい。

様式 (S-068-01)